

しゃかい ふくしほうじん ごしきかい
社会福祉法人 五色会

きょうどうせいかつえんじょゆうようじ こうせつめいしよ
共同生活援助重要事項説明書

さぽーとはうす さと
サポートハウスあゆの里

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、文章により説明を行なうものです。

五色会は、入居者に対して共同生活援助(グループホームサービス)を提供します。
施設・整備の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者の概要

な しやう 名 称	しゃかい ふくしほうじん ごしきかい 社会福祉法人 五色会
ほうじんしゆべつ 法人種別	しゃかい ふくしほうじん 社会福祉法人
ほうじんしよざいち 法人所在地	〒861-4617 くまもとけんかみましきぐんこうさまちおおあざつ しだ ばんち 熊本県上益城郡甲佐町大字津志田2472番地
でんわばんごう 電話番号	(096)234-4311
だいひようしやしめい 代表者氏名	りじちやう あらせかずみ 理事長 荒瀬一巳
ほうじん えんかく とくしよく 法人の沿革・特色	1. 沿革 ① 平成4年9月8日 五色会設立 ② 平成5年4月1日 知的障害者入所授産施設事業開始 ③ 平成7年4月1日 知的障害者福祉法に基づく短期入所事業開始 ④ 平成10年10月1日 知的障害者地域援助事業開始 2. 特色 ノーマライゼーションの理念に基づき、利用者一人ひとりの人権や人間性の尊重に重点を置き、利用者の立場とニーズに合致した福祉サービス供給体制の確保に努め、自立に必要な社会人としての生活支援・授産支援(作業訓練)等を実施し社会的自立を支援することを目的とします。 また、知的障害者の方が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるようグループホームを設置し、世話人の支援のもと自立生活を援助しています。
ほうじん しやうゆう 法人が所有する 事業所の種類	1. 障がい者支援センター あゆの里 2. 指定就労継続支援B型事業 ワークセンターあゆの里 3. サポートハウスあゆの里 4. 指定相談事業所「かけはし」

2. 事業所の概要

じぎやうしよ めいしやう 事業所の名称	ごしきりやう 五色寮
じぎやうしよ もくてき 事業所の目的	りやうしや じりつ ちいき きやうどう にちじようせいかつ いとな 利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、

	共同生活住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助等を行うことにより、知的障害者の自立生活を助長することを目的とします。
事業所の所在地	〒861-4617 熊本県上益城郡甲佐町大字津志田3610番地
事業所の電話番号	(096) 234 - 4288
事業所番号	4321430011 (平成15年2月17日指定)
管理者	福島 正剛
事業所開設年月	平成15年4月1日
入居定員	地域生活援助事業所では、入居定員(4名)及び居室(1室1名)の定員を超えて入居させないこととします。但し、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。
運営方針	別紙・社会福祉法人五色会 サポートハウスあゆの里運営規定による
自己評価の実施状況	作成中です。
第三者評価の実施状況	実施していません。
職員への研修の実施状況	事業者は、職員の資質の向上のために、年1回以上の研修の機会を確保いたします。

3. 事業所の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤(人)	業務委託(人)	合計員数	資格等
管理者	1人			1人	
世話人			1人	1人	社会福祉主事、ホームヘルパー1級2級
サービス管理責任者	1人			1人	
生活支援員	1人			1人	

4. 職員の勤務体制

職種	勤務体制
管理者	別紙をご参照ください。
世話人	別紙をご参照ください。
サービス管理責任者	別紙をご参照ください。

5. 事業所の設備等の概要

①居室

居室の種類	室数	居室面積	収納スペース	備考
1人部屋	4	8.84 m ²	1.08 m ²	ひとり平均

②その他の設備

設備の種類	備 考
キッチン	10.95 m ²
食堂・居間	21.90 m ²
浴室	シャワー付 2.83 m ² (脱衣室含む)
トイレ	水洗 (2ヶ所)
居室	16.99 m ²

6. グループホームサービスの概要

(1) 入居者の定率負担額

別紙、五色会共同生活援助個別利用説明書のとおりです。

(2) 訓練等給付費から支給されるサービス

訓練等給付費(市町村から支給される額及び入居者の定率負担額)の範囲内で提供するサービスの内容は以下のとおりです。

なお、入居者個々人について提供するサービスの内容については、「共同生活援助利用契約書(グループホームサービス利用契約書)」第5条により作成する個別支援計画にもとづくものとします。

① 基本的な生活にかかわる支援

種 類	内 容
食 事	支援の必要な入居者に対し、食事を提供します。また、個人で調理希望者には状況に応じた支援をします。 <食事時間> 朝 食 (7:00 ～ 7:30) 昼 食 (12:00 ～13:00) 夕 食 (18:00 ～19:00) ※昼食は、原則として各自でお取り頂きますが、お弁当等必要な場合はご用意いたします。
調 理	常に清潔・安全衛生に配慮した調理場環境を整えます。
洗濯・排泄・着脱衣 整容・清掃・整理整頓	入居者の状況に応じて適切な支援をします。

② 日中活動にかかわる支援

日中、他のサービスを利用する場合、また職場に通勤する場合等に、サービス提供事業者や職場等と連絡・調整を行い、利用者の活動を支援します。

③ 保健医療にかかわる支援

日常的健康管理	事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するために、衛生管理に細心の注意を払うこととし、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるものとします。
医療機関の受診	協力医療機関(荒瀬病院) なお、荒瀬病院と当事業所においては、当事業所からの要請に対し速やかに対応すべく体制を整えています。また、必要であると認められる場合は、医師の往診ができるよう契約がなされています。

④ 金銭管理にかかわる支援

小遣帳への記帳など、利用者が自ら金銭管理を行うことができるよう支援します。

⑤ 訓練等給付費の支給申請にかかわる支援

訓練等給付費の支給期間終了後も継続して支援を受けることができるよう、再度支給決定を受けるための申請を行う際に、必要な援助を行います。

⑥ 行政手続の代行

手続の代行を希望される場合は、職員にお申し出てください。

なお、手続に係る経費は別途支払いただきます。

⑦ 地域との交流

地域住民との交流	地域で開催される行事情報を提供するとともに、参加するための機会の確保に努めます。
ボランティア団体との交流	交流を希望される際には、内容に応じてボランティア団体への依頼及び確保に努めます。

7. 緊急時の対応方法

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡いたします。

【主治医】

医療機関名	医療法人荒瀬会 荒瀬病院
所在地	〒861-4602 熊本県上益城郡甲佐町大字緑町331
電話番号	(096)234-1161
主治医氏名	荒瀬 一巳

【緊急連絡先】

氏名	清田 由香
住所	
電話番号	
続柄	サービス管理責任者

Q

8. バックアップ施設

当グループホームは下記の施設をバックアップ施設とし、サービスの提供体制の確保、夜間におけ

緊急時の対応等について連携し、支援の体制を確保しています。

施設名	障がい者支援センター あゆの里
所在地	〒861-4617 熊本県上益城郡甲佐町大字津志田2472番地
電話番号	(096) 234-4311
連携体制	① 世話人（長尾美恵子、古閑須美子） ↓ ↑ ② バックアップ施設担当職員（清田由香） ↓ ↑ ③ 管理者（福島 正剛） ※ 内容に依拠して、その都度対応いたします。

9. 苦情・相談窓口

当ホームご利用苦情・相談窓口

担当者	清田 由香
電話番号	(096)234-4311
受付時間	月曜日から金曜日 8時30分から17時30分まで
担当課	甲佐町役場 健康福祉課
電話番号	(096)234-1111
受付時間	月曜日から金曜日 8時30分から17時15分まで

また、熊本県社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても市町村や県と連携しながら苦情の対応を行っています。

担当部署	熊本県社会福祉協議会内 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	(096)324-5471
受付時間	月曜日から金曜日 9時から17時まで

10. 当ホームご利用に際し留意いただきたい事項

面会	面会は自由です。 但し、留守することもありますので、事前に職員または世話人へご連絡ください。
外出・外泊	事前に職員または世話人に届けて下さい。
飲酒	マナーを守り、他の利用者に迷惑をかけない程度にお願いします。
喫煙	喫煙コーナーでお願いします。喫煙コーナー以外は全館禁煙です。
居室等の利用	グループホーム内の居室や設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が発生した場合は賠償していただくことがあります。また、他の利用者に損害を与えた場合も、その賠償をしていただくことがあります。
宗教活動等	入居者の思想・信教は自由ですが、他の入居者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮ください。

貴重品の管理	利用者の責任において管理してください。 自己管理のできない利用者につきましては、預り金管理サービスをご利用できます。
--------	--

11. 入退居

(1) 入居

- ① 共同生活援助(グループホーム)について訓練等給付費支給決定を受けた方で、当グループホームに入居を希望される方は、電話等でご連絡ください。当グループホームのサービス提供に係る重要事項について、ご説明します。
- ② 入居が決定した場合は契約を締結します。契約の有効期間は支援費支給決定の期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ 入居に際しては、適切なサービスを提供するために、心身の状況、病歴等を把握させていただきます。

(2) 契約の終了

- ① 利用者が当事業者にに対し30日間の予告期間において文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。
- ② 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 利用者がサービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、7日以内にお支払いいただけない場合、または利用者が当ホームや当ホームの職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、契約を解除し、退居していただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。
- ④ やむを得ない事情により当ホームを閉鎖または縮小する場合、契約を解除し、退居していただく場合があります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が他の生活援助事業所や介護給付費制度対象施設等に入所した場合。
- ② 共同生活援助(グループホーム)の訓練等給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合(所定の期間の経過をもって終了します。)
- ③ 利用者が亡くなった場合。

12. 利用料および支払方法

別紙、共同生活援助個人利用説明書の通りです。

どういしょ
同意書

きょうどうせいかつえんじりよう
共同生活援助利用にあたり、
りようしゃ たい
利用者に対して本書面に基^{もと}づいて、
じゅうよう じこう せつめいいだ
重要な事項を説明致しました。

へいせい ねん がつ にち
平成 年 月 日

しよざいち じゅうしょ
(所在地) 住所 〒861-4607

くまもとけんかみましきぐんこうさまちおおあざつ し だ
熊本県上益城郡甲佐町大字津志田3610

(な しよう)
(名 称) さぽーと はうす あゆのさと 五色寮

せつめいしゃ
(説明者) サービス管理責任者 氏名 きよた ゆ か 清田由香

わたし けいやくしょおよ ほんしよめん
私は契約書及び本書面により、これから入^{にゅうきよ}居する共同生活援助(グループホーム)の重^{じゅうよう}要^{じこう}な事項
について、事業所から説明を受け同意^{どうい}します。

りようしゃ
利用者

(じゅう しょ)
(住 所)

(し な)
(氏 名) 印

だいにんにん みちとひきうけとう
(代理人または身元引受等)

(じゅう しょ)
(住 所)

(し めい)
(氏 名) 印

しゃかい ふくし ほうじん ごしき かい
社会福祉法人 五色会

きょうどうせい かつ えんじょじゅうようじ こう せつめいしょ
共同生活援助重要事項説明書

さ ぽ ー と は う す さと
サポートハウスあゆの里

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、文章により説明を行なう
ものです。

五色会は、入居者に対して共同生活援助(グループホームサービス)を提供します。
施設・整備の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明
します。

じ ぎょうしゃ がいよう
1. 事業者の概要

な しやう 名 称	しゃかい ふくし ほうじん ごしき かい 社会福祉法人 五色会
ほうじんしゅべつ 法人種別	しゃかい ふくし ほうじん 社会福祉法人
ほうじんしよざいち 法人所在地	〒861-4617 くまもとけんかみましきぐんこうさまちおおあざつ し だ ばんち 熊本県上益城郡甲佐町大字津志田2472番地
でんわばんごう 電話番号	(096)234-4311
だいひょうしゃし めい 代表者氏名	りじちやう あらせ かずみ 理事長 荒瀬一巳
ほうじん えんかく とくしよく 法人の沿革・特色	1. えんかく 沿革 ① へいせい ねん がつ にち ごしき かい せつ りつ 平成4年9月8日 五色会設立 ② へいせい ねん がつ にち ちて きしょうがいしゃにゆうしよじゅさんし せつ じぎょう かい し 平成5年4月1日 知的障害者入所授産施設事業開始 ③ へいせい ねん がつ にち ちて きしょうがいしゃふくし ほう もと たんきにゆうしよじぎょう かい し 平成7年4月1日 知的障害者福祉法に基づく短期入所事業開始 ④ へいせい ねん がつ にち ちて きしょうがいしゃち いきえんじょじぎょう かい し 平成10年10月1日 知的障害者地域援助事業開始 2. とくしよく 特色 ノーマライゼーションの理念に基づき、利用者一人ひとりの人権や人間性の尊重に重 点を置き、利用者の立場とニーズに合致した福祉サービス供給体制の確保に努め、 じりつ ひつよう しゃかいじん せい かつ し えん じゅさんし えん きぎょうくねん どう じつし しゃかいてき じりつ 自立に必要な社会人としての生活支援・授産支援(作業訓練)等を実施し社会的自立を し えん もくてき 支援することを目的とします。 また、知的障害者の方が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことが できようグループホームを設置し、世話人の支援のもと自立生活を援助しています。
ほうじん しやうゆう 法人が所有する じぎょうしよ しゅるい 事業所の種類	1. しやう しやし えん さと 障がい者支援センター あゆの里 2. して いしゅうろうけいぞくし えん がたじぎょう さと 指定就労継続支援B型事業 ワークセンターあゆの里 3. さ ぽ ー と は う す さと サポートハウスあゆの里 4. して いそうだんじぎょうしよ 指定相談事業所「かけはし」

じ ぎょうしよ がいよう
2. 事業所の概要

じ ぎょうしよ めいしやう 事業所の名称	あゆの里 さと
じ ぎょうしよ もくてき 事業所の目的	りやうしや じりつ め ざ ち い き きやうどう にちじやうせい かつ いとな 利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、 りやうしや しんたいおよ せいしん じやうきようなら お かんきやう おうじて きやうどうせい かつ じゅうきよ 利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居に

	おいて食事の提供、相談その他の日常生活上の援助等を行なうことにより、知的障害者の自立生活を助長することを目的とします。
事業所の所在地	〒861-4607 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内451番地
事業所の電話番号	(096)234-5210
事業所番号	4321430011(平成17年2月28日指定)
管理者	福島 正剛
事業所開設年月	平成17年3月1日
入居定員	地域生活援助事業所では、入居定員(5名)及び居室(1室1名)の定員を超えて入居させないこととします。但し、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。
運営方針	別紙・社会福祉法人五色会 サポートハウスあゆの里運営規定による
自己評価の実施状況	作成中です。
第三者評価の実施状況	実施していません。
職員への研修の実施状況	事業者は、職員の資質の向上のために、年1回以上の研修の機会を確保いたします。

3. 事業所の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤(人)	業務委託(人)	合計員数	資格等
管理者	1人			1人	
世話人			1人	1人	社会福祉主事、ホームヘルパー-1級2級
サービス管理責任者	1人			1人	
生活支援員	1人			1人	

4. 職員の勤務体制

職種	勤務体制
管理者	別紙をご参照ください。
世話人	別紙をご参照ください。
サービス管理責任者	別紙をご参照ください。

5. 事業所の設備等の概要

①居室

居室の種類	室数	居室面積	収納スペース	備考
1人部屋	5	12.87㎡	2.95㎡	ひとりへいきん 一人平均

②その他の設備

設備の種類	備 考
キッチン	12.4㎡
食堂・居間	49.3㎡
浴室	シャワー付 16.0㎡(脱衣室含む)
トイレ	水洗(2ヶ所) 10.9㎡(手洗い場含む)
和室	10畳1室18.4㎡ 6畳洋室2室・和室1室33.1㎡・8畳1室14.7㎡

6. グループホームサービスの概要

(1) 入居者の定率負担額

別紙、五色会共同生活援助個別利用説明書のとおりです。

(2) 訓練等給付費から支給されるサービス

訓練等給付費(市町村から支給される額及び入居者の定率負担額)の範囲内で提供するサービスの内容は以下のとおりです。

なお、入居者個人について提供するサービスの内容については、「共同生活援助利用契約書(グループホームサービス利用契約書)」第5条により作成する個別支援計画にもとづくものとします。

① 基本的な生活にかかわる支援

種 類	内 容
食 事	支援の必要な入居者に対し、食事を提供します。また、個人で調理希望者には状況に応じた支援をします。 <食事時間> 朝 食 (7:00 ～ 7:30) 昼 食 (12:00 ～13:00) 夕 食 (18:00 ～19:00) ※昼食は、原則として各自でお取り頂きますが、お弁当等必要な場合はご用意いたします。
調 理	常に清潔・安全衛生に配慮した調理場環境を整えます。
洗濯・排泄・着脱衣 整容・清掃・整理整頓	入居者の状況に応じて適切な支援をします。

② 日中活動にかかわる支援

日中、他のサービスを利用する場合、また職場に通勤する場合等に、サービス提供事業者や職場等と連絡調整を行い、利用者の活動を支援します。

③保健医療にかかわる支援

日常的健康管理	事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するために、衛生管理に細心の注意を払うこととし、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるものとします。
医療機関の受診	協力医療機関(荒瀬病院) なお、荒瀬病院と当事業所においては、当事業所からの要請に対し速やかに対応すべく体制を整えています。また、必要であると認められる場合は、医師の往診ができるよう契約がなされています。

④金銭管理にかかわる支援

小遣帳への記帳など、利用者が自ら金銭管理を行うことができるよう支援します。

⑤訓練等給付費の支給申請にかかわる支援

訓練等給付費の支給期間終了後も継続して支援を受けることができるよう、再度支給決定を受けるための申請を行う際に、必要な援助を行います。

⑥行政手続の代行

手続の代行を希望される場合は、職員にお申し出てください。

なお、手続に係る経費は別途支払いただきます。

⑦地域との交流

地域住民との交流	地域で開催される行事情報を提供するとともに、参加するための機会の確保に努めます。
ボランティア団体との交流	交流を希望される際には、内容に応じてボランティア団体への依頼及び確保に努めます。

7. 緊急時の対応方法

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡いたします。

【主治医】

医療機関名	医療法人荒瀬会 荒瀬病院
所在地	〒861-4602 熊本県上益城郡甲佐町大字緑町331
電話番号	(096)234-1161
主治医氏名	荒瀬 一巳

【緊急連絡先】

氏名	清田 由香
住所	
電話番号	
続柄	サービス管理責任者

8. バックアップ施設

当グループホームは下記の施設をバックアップ施設とし、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等について連携し、支援の体制を確保しています。

施設名	障がい者支援センター あゆの里
所在地	〒861-4617 熊本県上益城郡甲佐町大字津志田2472番地
電話番号	(096)234-4311
連携体制	① 世話人(後藤ハルミ、古閑須美子) ↓ ↑ ② サービス管理責任者(清田 由香) ↓ ↑ ③ 管理者(福島 正剛) ※ 内容に応じて、その都度対応いたします。

9. 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「防災計画」により対応いたします。
防火管理責任者	福島 正剛
避難訓練	利用者也参加の上、年1回以上実施します。
防火設備	・消火器 ・ガス漏れ警報器

9. 苦情・相談窓口

当ホームご利用苦情・相談窓口

担当者	清田 由香
電話番号	(096)234-4311
受付時間	月曜日から金曜日 8時30分から17時30分まで
当ホーム以外に、市町村の苦情・相談窓口等でも受け付けています。	
担当課	甲佐町役場 健康福祉課
電話番号	(096)234-1111
受付時間	月曜日から金曜日 8時30分から17時15分まで

また、熊本県社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても市町村や県と連携しながら苦情の対応を行っています。

担当部署	熊本県社会福祉協議会内 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	(096)324-5471
受付時間	月曜日から金曜日 9時から17時まで

10. 当ホームご利用に際し留意いただきたい事項

めんかい 面会	めんかい じゆう 面会は自由です。 ただし、留守することもありますので、事前に職員または世話人へご連絡ください。
がいしゅつ がいぱく 外出・外泊	事前に職員または世話人に届けて下さい。
いんしゅ 飲酒	マナーを守り、他の利用者に迷惑をかけない程度にお願いします。
きつえん 喫煙	喫煙コーナーでお願いします。喫煙コーナー以外は全館禁煙です。
きょしつとう りよう 居室等の利用	グループホーム内の居室や設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が発生した場合は賠償していただくことがあります。また、他の利用者に損害を与えた場合も、その賠償をしていただくことがあります。
しゅうきようかつどうとう 宗教活動等	入居者の思想・信教は自由ですが、他の入居者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮ください。
きちようひん かんり 貴重品の管理	利用者の責任において管理してください。 自己管理のできない利用者につきましては、預り金管理サービスをご利用できます。

11. 入退居

(1) 入居

- ① 共同生活援助(グループホーム)について訓練等給付費支給決定を受けた方で、当グループホームに入居を希望される方は、電話等でご連絡ください。当グループホームのサービス提供に係る重要事項について、ご説明します。
- ② 入居が決定した場合は契約を締結します。契約の有効期間は支援費支給決定の期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ 入居に際しては、適切なサービスを提供するために、心身の状況、病歴等を把握させていただきます。

(2) 契約の終了

- ① 利用者が当事業所に対し30日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。
- ② 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 利用者がサービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、7日以内にお支払いいただけない場合、または利用者が当ホームや当ホームの職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、契約を解除し、退居していただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。
- ④ やむを得ない事情により当ホームを閉鎖または縮小する場合、契約を解除し、退居していただく場合があります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が他の生活援助事業所や介護給付費制度対象施設等に入所した場合。
- ② 共同生活援助(グループホーム)の訓練等給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合(所定の期間の経過をもって終了します。)

③ 利用者が亡くなった場合。

12. 利用料及び支払方法

別紙、共同生活援助個人利用説明書の通りです。

同意書

令和 年 月 日

共同生活援助(グループホーム)にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明致しました。

事業所

(所在地)〒861-4607

熊本県上益城郡甲佐町大字豊内451

(名称) サポートハウスあゆの里 あゆの里

(説明者) サービス管理責任者 氏名 清田由香

私は契約書及び本書面により、これから入居する共同生活援助(グループホーム)の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

(住所)

(氏名) 印

(代理人または身元引受等)

(住所)

(氏名) 印

しゃかい ふくし ほうじん ごしきかい
社会福祉法人 五色会

きょうどうせい かつ えんじょじゅうようじ こう せつめいしょ
共同生活援助重要事項説明書

さぽーとはうす さと
サポートハウスあゆの里

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、文章により説明を行なう
ものです。

五色会は、入居者に対して共同生活援助(グループホームサービス)を提供します。
施設・整備の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明
します。

1. 事業者の概要

な しやう 名 称	しゃかい ふくし ほうじん ごしきかい 社会福祉法人 五色会
ほうじんしゅべつ 法人種別	しゃかい ふくし ほうじん 社会福祉法人
ほうじんしよざいち 法人所在地	〒861-4617 くまもとけんかみましきぐんこうさまちおおあざつ し だ ばんち 熊本県上益城郡甲佐町大字津志田2472番地
でんわばんごう 電話番号	(096)234-4311
だいひょうしやし めい 代表者氏名	りじちやう あらせ かずみ 理事長 荒瀬一巳
ほうじん えんかく とくしよく 法人の沿革・特色	1. えんかく 沿革 ① へいせい ねん がつ にち ごしきかいせつりつ 平成4年9月8日 五色会設立 ② へいせい ねん がつ にち ちてきしょうがいしやにゆうしよじゅさんし せつじぎやうかいし 平成5年4月1日 知的障害者入所授産施設事業開始 ③ へいせい ねん がつ にち ちてきしょうがいしやふくしほう もと たんきにゆうしよじぎやうかいし 平成7年4月1日 知的障害者福祉法に基づく短期入所事業開始 ④ へいせい ねん がつ にち ちてきしょうがいしやちい さいえんじょじぎやうかいし 平成10年10月1日 知的障害者地域援助事業開始 2. とくしよく 特色 ノーマライゼーションの理念に基づき、利用者一人ひとりの人権や人間性の尊重に重 点を置き、利用者の立場とニーズに合致した福祉サービス供給体制の確保に努め、 じりつ ひつよう しやかいじん せいかつし えん じゅさんし えん さぎやうくんれん どう じつし しやかいてきじりつ 自立に必要な社会人としての生活支援・授産支援(作業訓練)等を実施し社会的自立を し えん もくてき 支援することを目的とします。 また、ちてきしょうがいしや かた じりつ め ざ ちい き きやうどう にちじやうせいかつ いとな 知的障害者の方が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことが できようグループホームを設置し、世話人の支援のもと自立生活を援助しています。
ほうじん しやゆう 法人が所有する 事業所の種類	1. しやう しやし えん さと 障がい者支援センター あゆの里 2. していしゅうろうけいぞくし えん がたじぎやう さと 指定就労継続支援B型事業 ワークセンターあゆの里 3. さぽーとはうす さと サポートハウスあゆの里 4. していそうだんじぎやうしよ 指定相談事業所「かけはし」

2. 事業所の概要

じぎやうしよ めいしやう 事業所の名称	はな さと 華の里
じぎやうしよ もくてき 事業所の目的	りやうしや じりつ め ざ し ちい き きやうどう にちじやうせいかつ いとな 利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができる りやうしや しんたいおよ せいしん じやうきやうなら お かんきやう おう よう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、

	共同生活住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助等を行うことにより、知的障害者の自立生活を助長することを目的とします。
事業所の所在地	〒861-4607 熊本県上益城郡甲佐町大字横田90番地12
事業所の電話番号	(096) 234 - 5266
事業所番号	4321430011 (平成18年10月1日指定)
管理者	福島 正剛
事業所開設年月	平成20年5月1日
入居定員	地域生活援助事業所では、入居定員(4名)及び居室(1室1名)の定員を超えて入居させないこととします。但し、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。
運営方針	別紙・社会福祉法人五色会 サポートハウスあゆの里運営規定による
自己評価の実施状況	作成中です。
第三者評価の実施状況	実施していません。
職員への研修の実施状況	事業者は、職員の資質の向上のために、年1回以上の研修の機会を確保いたします。

3. 事業所の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤(人)	業務委託(人)	合計員数	資格等
管理者	1人			1人	
世話人			1人	1人	社会福祉主事、ホームヘルパー-1級2級
サービス管理責任者	1人			1人	
生活支援員	1人			1人	

4. 職員の勤務体制

職種	勤務体制
管理者	別紙をご参照ください。
世話人	別紙をご参照ください。
サービス管理責任者	別紙をご参照ください。

5. 事業所の設備等の概要

①居室

居室の種類	室数	居室面積	収納スペース	備考
1人部屋	4	9.39 m ²	1.05 m ²	ひとり平均

②その他の設備

設備の種類	備 考
キッチン 食堂・居間	40.3m ²
浴室	シャワー付（脱衣室含む）
トイレ	水洗（1ヶ所）
和室	10畳洋室1室 ・ 6.5畳洋室1室 ・ 和室2室

6. グループホームサービスの概要

(1) 入居者の定率負担額

別紙、五色会共同生活援助個別利用説明書のとおりです。

(2) 訓練等給付費から支給されるサービス

訓練等給付費(市町村から支給される額及び入居者の定率負担額)の範囲内で提供するサービスの内容は以下のとおりです。

なお、入居者個人について提供するサービスの内容については、「共同生活援助利用契約書(グループホームサービス利用契約書)」第5条により作成する個別支援計画にもとづくものとします。

① 基本的な生活にかかわる支援

種 類	内 容
食 事	支援の必要な入居者に対し、食事を提供します。また、個人で調理希望者には状況に応じた支援をします。 ＜食事時間＞ 朝 食（7:00 ～ 7:30） 昼 食（12:00 ～ 13:00） 夕 食（18:00 ～ 19:00） ※昼食は、原則として各自でお取り頂きますが、お弁当等必要な場合はご用意いたします。
調 理	常に清潔・安全衛生に配慮した調理場環境を整えます。
洗濯・排泄・着脱衣 整容・清掃・整理整頓	入居者の状況に応じて適切な支援をします。

② 日中活動にかかわる支援

日中、他のサービスを利用する場合、また職場に通勤する場合等に、サービス提供事業者や職場等と連絡・調整を行い、利用者の活動を支援します。

③保健医療にかかわる支援

日常的健康管理	事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するために、衛生管理に細心の注意を払うこととし、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるものとします。
医療機関の受診	協力医療機関(荒瀬病院) なお、荒瀬病院と当事業所においては、当事業所からの要請に対し速やかに対応すべく体制を整えています。また、必要であると認められる場合は、医師の往診ができるよう契約がなされています。

④金銭管理にかかわる支援

小遣帳への記帳など、利用者が自ら金銭管理を行うことができるよう支援します。

⑤訓練等給付費の支給申請にかかわる支援

訓練等給付費の支給期間終了後も継続して支援を受けることができるよう、再度支給決定を受けるための申請を行う際に、必要な援助を行います。

⑥行政手続の代行

手続の代行を希望される場合は、職員にお申し出てください。

なお、手続に係る経費は別途支払いただきます。

⑦地域との交流

地域住民との交流	地域で開催される行事情報を提供するとともに、参加するための機会の確保に努めます。
ボランティア団体との交流	交流を希望される際には、内容に応じてボランティア団体への依頼及び確保に努めます。

7. 緊急時の対応方法

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡いたします。

【主治医】

医療機関名	医療法人荒瀬会 荒瀬病院
所在地	〒861-4602 熊本県上益城郡甲佐町大字緑町331
電話番号	(096)234-1161
主治医氏名	荒瀬 一巳

【緊急連絡先】

氏名	清田 由香
住所	
電話番号	
続柄	サービス管理責任者

8. バックアップ施設

当グループホームは下記の施設をバックアップ施設とし、サービスの提供体制の確保、夜間におけ

緊急時の対応等について連携し、支援の体制を確保しています。

施設名	障がい者支援センター あゆの里
所在地	〒861-4617 熊本県上益城郡甲佐町大字津志田2472番地
電話番号	(096)234-4311
連携体制	① 世話人（木村美智代・木原美和子・高崎喜代子） ↓ ↑ ② サービス管理責任者（清田由香） ↓ ↑ ③ 管理者（福島 正剛） ※ 内容にに応じて、その都度対応いたします。

9. 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「防災計画」により対応いたします。
防火管理責任者	福島 正剛
避難訓練	利用者も参加の上、年1回以上実施します。
防火設備	・消火器 ・ガス漏れ警報器

9. 苦情・相談窓口

当ホームご利用苦情・相談窓口

担当者	清田 由香
電話番号	(096)234-4311
受付時間	月曜日から金曜日 8時30分から17時30分まで

当ホーム以外に、市町村の苦情・相談窓口等でも受け付けています。

担当課	甲佐町役場 健康福祉課
電話番号	(096)234-1111
受付時間	月曜日から金曜日 8時30分から17時15分まで

また、熊本県社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても市町村や県と連携しながら苦情の対応を行っています。

担当部署	熊本県社会福祉協議会内 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	(096)324-5471
受付時間	月曜日から金曜日 9時から17時まで

10. 当ホームご利用に際し留意いただきたい事項

面会	面会は自由です。 但し、留守することもありますので、事前に職員または世話人へご連絡ください。
外出・外泊	事前に職員または世話人に届けて下さい。

飲酒	マナーを守り、他の利用者に迷惑をかけない程度にお願いします。
喫煙	喫煙コーナーでお願いします。喫煙コーナー以外は全館禁煙です。
居室等の利用	グループホーム内の居室や設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が発生した場合は賠償していただくことがあります。また、他の利用者に損害を与えた場合も、その賠償をしていただくことがあります。
宗教活動等	入居者の思想・信教は自由ですが、他の入居者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮ください。
貴重品の管理	利用者の責任において管理してください。 自己管理のできない利用者につきましては、預り金管理サービスをご利用できます。

11. 入退居

(1) 入居

- ① 共同生活援助(グループホーム)について訓練等給付費支給決定を受けた方で、当グループホームに入居を希望される方は、電話等でご連絡ください。当グループホームのサービス提供に係る重要事項について、ご説明します。
- ② 入居が決定した場合は契約を締結します。契約の有効期間は支援費支給決定の期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ 入居に際しては、適切なサービスを提供するために、心身の状況、病歴等を把握させていただきます。

(2) 契約の終了

- ① 利用者が当事業所に対し30日間の予告期間において文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。
- ② 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 利用者がサービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、7日以内にお支払いいただけない場合、または利用者が当ホームや当ホームの職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、契約を解除し、退居していただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。
- ④ やむを得ない事情により当ホームを閉鎖または縮小する場合、契約を解除し、退居していただく場合があります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が他の生活援助事業所や介護給付費制度対象施設等に入所した場合。
- ② 共同生活援助(グループホーム)の訓練等給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合(所定の期間の経過をもって終了します。)
- ③ 利用者が亡くなった場合。

12. 利用料及び支払方法

べつし きようどうせいかつえんじょこじん りようせつめいしょ とお
別紙、共同生活援助個人利用説明書の通りです。

どういしょ
同意書

へいせい ねん がつ にち
平成 年 月 日

きようどうせいかつえんじょ (グループホーム) にあたり、りようしゅ たい けいやくしょおよ ほんしょめん ちと じゅうよう じこう
共同生活援助（グループホーム）にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基ついて、重要な事項
を説明致しました。

じぎょうしょ
事業所

しよざいち
(所在地) 〒861-4607

くまもとけんかみましきぐんこうさまちおおあざよこた
熊本県上益城郡甲佐町大字横田90 番 12

めいしやう きほーと はうす さと はな さと
(名称) サポートハウスあゆの里 華の里

せつめいしや かんりせきにんしゅ しめい きよた ゆ か
(説明者) サービス管理責任者 氏名 清田由香

わたし けいやくしょおよ ほんしょめん にゅうきょ きようどうせいかつえんじょ じゅうよう じこう
私は契約書及び本書面により、これから入居する共同生活援助（グループホーム）の重要な事項に
ついて、事業者から説明を受けました。

りようしゅ
利用者

(^{じゅうしょ}住所)

(^{しめい}氏名)

印

(^{だいにんにん}代理人^{みちとひきうけとう}または身元引受等)

(^{じゅうしょ}住所)

(^{しめい}氏名)

印

しゃかい ふくしほうじん ごしきかい
社会福祉法人 五色会

きょうどうせいかつえんじょじゅうようじ こうせつめいしよ
共同生活援助重要事項説明書

さぽーとはうす さと
サポートハウスあゆの里

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、文章により説明を行なうものです。

五色会は、入居者に対して共同生活援助(グループホームサービス)を提供します。

施設・整備の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者の概要

な しやう 名 称	しゃかい ふくしほうじん ごしきかい 社会福祉法人 五色会
ほうじんしゅべつ 法人種別	しゃかい ふくしほうじん 社会福祉法人
ほうじんしよざいち 法人所在地	〒861-4617 くまもとけんかみましきぐんこうさまちおおあざつ しだ ばんち 熊本県上益城郡甲佐町大字津志田2472番地
でんわばんごう 電話番号	(096)234-4311
だいひようしやしめい 代表者氏名	りじちやう あらせかずみ 理事長 荒瀬一巳
ほうじん えんかく とくしよく 法人の沿革・特色	1. えんかく 沿革 ① へいせい ねん がつ にち ごしきかいせつりつ 平成4年9月8日 五色会設立 ② へいせい ねん がつ にち ちてきしょうがいしやにゆうしよじゅきんしせつじぎようかいし 平成5年4月1日 知的障害者入所授産施設事業開始 ③ へいせい ねん がつ にち ちてきしょうがいしやふくしほう もと たんきにゆうしよじぎようかいし 平成7年4月1日 知的障害者福祉法に基づく短期入所事業開始 ④ へいせい ねん がつ にち ちてきしょうがいしやちいきえんじょじぎようかいし 平成10年10月1日 知的障害者地域援助事業開始 2. とくしよく 特色 ノーマライゼーションの理念に基づき、利用者一人ひとりのじんけん にんげんせい そんちやう に重点を置き、利用者の立場とニーズに合致した福祉サービス供給体制の確保に努め、 じりつ ひつよう しゃかいじん せいかつしえん じゅきんしえん きぎょうくねん どう じっし しゃかいてきじりつ 自立に必要な社会人としての生活支援・授産支援(作業訓練)等を実施し社会的自立を しえん もくてき 支援することを目的とします。 また、知的障害者の方が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことが できるようグループホームを設置し、世話人の支援のもと自立生活を援助しています。
ほうじん しやう 法人が所有する 事業所の種類	1. しやう しやしえん さと 障がい者支援センター あゆの里 2. していしゅうろうけいぞくしえん がたじぎよう 指定就労継続支援B型事業 ワークセンターあゆの里 3. さぽーとはうす さと サポートハウスあゆの里 4. していそうだんじぎようしよ 指定相談事業所「かけはし」

2. 事業所の概要

じぎようしよ めいしやう 事業所の名称	おおまち 大町A
じぎようしよ もくてき 事業所の目的	りやうしや じりつ めざ ちいき きやうどう にちじようせいかつ いとな 利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、 りやうしや しんたいおよ せいしん じやうきようなら おお きやうどうせいかつじゆうきよ 利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居に

	おいて食事の提供、相談その他の日常生活上の援助等を行なうことにより、知的障害者の自立生活を助長することを目的とします。
事業所の所在地	〒861-4604 熊本県上益城郡甲佐町大字大町336-2-13号
事業所の電話番号	(096)234-5582
事業所番号	4321430011(平成18年10月 1日指定)
管理者	福島 正剛
事業所開設年月	平成24年2月1日
入居定員	地域生活援助事業所では、入居定員(3名)及び居室(1室1名)の定員を超えて入居させないこととします。但し、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。
運営方針	別紙・社会福祉法人五色会 サポートハウスあゆの里運営規定による
自己評価の実施状況	作成中です。
第三者評価の実施状況	実施していません。
職員への研修の実施状況	事業者は、職員の資質の向上のために、年1回以上の研修の機会を確保いたします。

3. 事業所の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤(人)	業務委託(人)	合計員数	資格等
管理者	1人			1人	
世話人			1人	1人	社会福祉主事、ホームヘルパー 1級2級
サービス管理責任者	1人			1人	
生活支援員	1人			1人	

4. 職員の勤務体制

職種	勤務体制
管理者	別紙をご参照ください。
世話人	別紙をご参照ください。
サービス管理責任者	別紙をご参照ください。

5. 事業所の設備等の概要

①居室

居室の種類	室数	居室面積	収納スペース	備考
1人部屋	3	12,9㎡	1.05 ㎡	ひとりへいきん 一人平均

②その他の設備

設備の種類	備 考
キッチン 食堂・居間	10.8㎡
浴室	シャワー付（脱衣室含む）
トイレ	水洗(1ヶ所)
居室	6畳洋室1室 ・ 6畳和室2室

6. グループホームサービスの概要

(1) 入居者の定率負担額

別紙、五色会共同生活援助個別利用説明書のとおりです。

(2) 訓練等給付費から支給されるサービス

訓練等給付費(市町村から支給される額及び入居者の定率負担額)の範囲内で提供するサービスの内容は以下のとおりです。

なお、入居者個々人について提供するサービスの内容については、「共同生活援助利用契約書(グループホームサービス利用契約書)」第5条により作成する個別支援計画にもとづくものとします。

① 基本的な生活にかかわる支援

種 類	内 容
食 事	支援の必要な入居者に対し、食事を提供します。また、個人で調理希望者には状況に応じた支援をします。 ＜食事時間＞ 朝 食（ 7:00 ～ 7:30） 昼 食（12:00 ～13:00） 夕 食（18:00 ～19:00） ※昼食は、原則として各自でお取り頂きますが、お弁当等必要な場合はご用意いたします。
調 理	常に清潔・安全衛生に配慮した調理場環境を整えます。
洗濯・排泄・着脱衣 整容・清掃・整理整頓	入居者の状況に応じて適切な支援をします。

② 日中活動にかかわる支援

日中、他のサービスを利用する場合、また職場に通勤する場合等に、サービス提供事業者や職場等と連絡・調整を行い、利用者の活動を支援します。

③保健医療にかかわる支援

日常的健康管理	事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するために、衛生管理に細心の注意を払うこととし、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるものとします。
医療機関の受診	協力医療機関(荒瀬病院) なお、荒瀬病院と当事業所においては、当事業所からの要請に対し速やかに対応すべく体制を整えています。また、必要であると認められる場合は、医師の往診ができるよう契約がなされています。

④金銭管理にかかわる支援

小遣帳への記帳など、利用者が自ら金銭管理を行うことができるよう支援します。

⑤訓練等給付費の支給申請にかかわる支援

訓練等給付費の支給期間終了後も継続して支援を受けることができるよう、再度支給決定を受けるための申請を行う際に、必要な援助を行います。

⑥行政手続の代行

手続の代行を希望される場合は、職員にお申し出てください。

なお、手続に係る経費は別途支払いただきます。

⑦地域との交流

地域住民との交流	地域で開催される行事情報を提供するとともに、参加するための機会の確保に努めます。
ボランティア団体との交流	交流を希望される際には、内容に応じてボランティア団体への依頼及び確保に努めます。

7. 緊急時の対応方法

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡いたします。

【主治医】

医療機関名	医療法人荒瀬会 荒瀬病院
所在地	〒861-4602 熊本県上益城郡甲佐町大字緑町331
電話番号	(096)234-1161
主治医氏名	荒瀬 一巳

【緊急連絡先】

氏名	清田 由香
住所	
電話番号	
続柄	サービス管理責任者

8. バックアップ施設

当グループホームは下記の施設をバックアップ施設とし、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等について連携し、支援の体制を確保しています。

施設名	障がい者支援センター あゆの里
所在地	〒861-4617 熊本県上益城郡甲佐町大字津志田2472番地
電話番号	(096)234-4311
連携体制	① 世話人(喜田サワ子・池田ヨシエ) ↓ ↑ ② サービス管理責任者(清田由香) ↓ ↑ ③ 管理者(福島 正剛) ※ 内容に応じて、その都度対応いたします。

9. 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「防災計画」により対応いたします。
防火管理責任者	福島 正剛
避難訓練	利用者も参加の上、年1回以上実施します。
防火設備	・消火器 ・ガス漏れ警報器

9. 苦情・相談窓口

当ホームご利用苦情・相談窓口

担当者	清田 由香
電話番号	(096)234-4311
受付時間	月曜日から金曜日 8時30分から17時30分まで

当ホーム以外に、市町村の苦情・相談窓口等でも受け付けています。

担当課	甲佐町役場 健康福祉課
電話番号	(096)234-1111
受付時間	月曜日から金曜日 8時30分から17時15分まで

また、熊本県社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても市町村や県と連携しながら苦情の対応を行っています。

担当部署	熊本県社会福祉協議会内 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	(096)324-5471
受付時間	月曜日から金曜日 9時から17時まで

10. 当ホームご利用に際し留意いただきたい事項

面会	面会は自由です。
----	----------

	但し、留守することもありますので、事前に職員または世話人へご連絡ください。
外出・外泊	事前に職員または世話人に届けて下さい。
飲酒	マナーを守り、他の利用者に迷惑をかけない程度にお願いします。
喫煙	喫煙コーナーでお願いします。喫煙コーナー以外は全館禁煙です。
居室等の利用	グループホーム内の居室や設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が発生した場合は賠償していただくことがあります。また、他の利用者に損害を与えた場合も、その賠償をしていただくことがあります。
宗教活動等	入居者の思想・宗教は自由ですが、他の入居者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮ください。
貴重品の管理	利用者の責任において管理してください。 自己管理のできない利用者につきましては、預り金管理サービスをご利用できます。

11. 入退居

(1) 入居

- ① 共同生活援助(グループホーム)について訓練等給付費支給決定を受けた方で、当グループホームに入居を希望される方は、電話等でご連絡ください。当グループホームのサービス提供に係る重要事項について、ご説明します。
- ② 入居が決定した場合は契約を締結します。契約の有効期間は支援費支給決定の期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ 入居に際しては、適切なサービスを提供するために、心身の状況、病歴等を把握させていただきます。

(2) 契約の終了

- ① 利用者が当事業者に対し30日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。
- ② 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 利用者がサービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、7日以内にお支払いいただけない場合、または利用者が当ホームや当ホームの職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、契約を解除し、退居していただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。
- ④ やむを得ない事情により当ホームを閉鎖または縮小する場合、契約を解除し、退居していただく場合があります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が他の生活援助事業所や介護給付費制度対象施設等に入所した場合。
- ② 共同生活援助(グループホーム)の訓練等給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合(所定の期間の経過をもって終了します。)
- ③ 利用者が亡くなった場合。

12. 利用料及び支払方法

別紙、共同生活援助個人利用説明書の通りです。

どういしょ
同意書

へいせい ねん がつ にち
平成 年 月 日

共同生活援助(グループホーム)に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明致しました。

じぎょうしょ
事業所

(所在地)〒861-4604

くまもとけんかみましきぐんこうさまちおおあざおおまち
熊本県上益城郡甲佐町大字大町336-2-13号

(名称) サポートハウスあゆの里 大町A

(説明者) サービス管理責任者 氏名 清田 由香

わたし けいやくしょ およ ほんしょめん
私は契約書及び本書面により、これから入居する共同生活援助(グループホーム)の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

りようしや
利用者
(じゆうしょ
住所)

(しめい
氏名) 印

だいりにん みもとひきうけとう
(代理人または身元引受等)
(じゆうしょ
住所)

(しめい
氏名) 印

しゃかいふくしほうじん ごしきかい
社会福祉法人 五色会

きょうどうせいかつえんじょじゅうようじこうせつめいしよ
共同生活援助重要事項説明書

さぽーとはうす さと
サポートハウスあゆの里

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、文章により説明を行なうものです。

五色会は、入居者に対して共同生活援助（グループホームサービス）を提供します。

施設・整備の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者の概要

な しょう 名称	しゃかいふくしほうじん ごしきかい 社会福祉法人 五色会
ほうじんしゅべつ 法人種別	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人
ほうじんしよざいち 法人所在地	〒861-4617 くまもとけんかみましきぐんこうさまちおおあさつ し だ 2 4 7 2 ばんち 熊本県上益城郡甲佐町大字津志田2472番地
でんわばんごう 電話番号	(096) 234-4311
だいひょうしゃめい 代表者氏名	りじちょう あらせかすみ 理事長 荒瀬一巳
ほうじん えんかく とくしよく 法人の沿革・特色	1. 沿革 ① 平成4年9月8日 五色会設立 ② 平成5年4月1日 知的障害者入所授産施設事業開始 ③ 平成7年4月1日 知的障害者福祉法に基づく短期入所事業開始 ④ 平成10年10月1日 知的障害者地域援助事業開始 2. 特色 ノーマライゼーションの理念に基づき、利用者一人ひとりの人権や人間性の尊重に重点を置き、利用者の立場とニーズに合致した福祉サービス供給体制の確保に努め、自立に必要な社会人としての生活支援・生活活動支援（作業訓練）等を実施し社会的自立を支援することを目的とします。 また、知的障害者の方が自立を自指し、地域において共同して日常生活を営むことができるようグループホームを設置し、世話人の支援のもと自立生活を援助しています。
ほうじん しよゆう 法人が所有する事業所の種類	1. 障がい者支援センター あゆの里 2. 指定就労継続支援B型事業 ワークセンターあゆの里 3. サポートハウスあゆの里 4. 指定相談事業所「かけはし」

2. 事業所の概要

じぎょうしよ めいしやう 事業所の名称	おおまちB 大町B
じぎょうしよ もくてき 事業所の目的	りやうしや じりつ めざ ちいき において共同して日常生活を営むことができるよ

	う、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境にに応じて、共同生活住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助等を行なうことにより、知的障害者の自立生活を助長することを目的とします。
事業所の所在地	〒861-4604 熊本県上益城郡甲佐町大字大町336-2-17号
事業所の電話番号	(096) 234 - 5518
事業所番号	4321430011 (平成18年10月 1日指定)
管理者	福島 正剛
事業所開設年月	平成24年2月1日
入居定員	地域生活援助事業所では、入居定員(3名)及び居室(1室1名)の定員を超えて入居させないこととします。但し、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。
運営方針	別紙・社会福祉法人五色会 サポートハウスあゆの里運営規定による。
自己評価の実施状況	作成中です。
第三者評価の実施状況	実施していません。
職員への研修の実施状況	事業者は、職員の資質の向上のために、年1回以上の研修の機会を確保いたします。

3. 事業所の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤(人)	業務委託(人)	合計員数	資格等
管理者	1人			1人	
世話人			1人	1人	
サービス管理責任者	1人			1人	
生活支援員	1人			1人	

4. 職員の勤務体制

職種	勤務体制
管理者	別紙をご参照ください。
世話人	別紙をご参照ください。
サービス管理責任者	別紙をご参照ください。

5. 事業所の設備等の概要

①居室

居室の種類	室数	居室面積	収納スペース	備考
1人部屋	3	12.9㎡	1.05㎡	ひとり平均

②その他の設備

設備の種類	備 考
キッチン 食堂・居間	10.8㎡
浴室	シャワー付（脱衣室含む）
トイレ	水洗（1ヶ所）
居室	6畳洋室1室 ・ 6畳和室2室

6. グループホームサービスの概要

(1) 入居者の定率負担額

別紙、五色会共同生活援助個別利用説明書のとおりです。

(2) 訓練等給付費から支給されるサービス

訓練等給付費（市町村から支給される額及び入居者の定率負担額）の範囲内で提供するサービスの内容は以下のとおりです。

なお、入居者個人について提供するサービスの内容については、「共同生活援助利用契約書（グループホームサービス利用契約書）」第5条により作成する個別支援計画にもとづくものとします。

①基本的な生活にかかわる支援

種 類	内 容
食 事	支援の必要な入居者に対し、食事を提供します。また、個人で調理希望者には状況に応じた支援をします。 〈食事時間〉 朝 食 （ 7：00 ～ 7：30） 昼 食 （12：00 ～13：00） 夕 食 （18：00 ～19：00） ※ 昼食は、原則として各自でお取り頂きますが、お弁当等必要な場合はご用意いたします。
調 理	常に清潔・安全衛生に配慮した調理場環境を整えます。
洗濯・排泄・着脱衣 整容・清掃・整理整頓	入居者の状況に応じて適切な支援をします。

②日中活動にかかわる支援

日中、他のサービスを利用する場合、また職場に通勤する場合等に、サービス提供事業者や職場等と

連絡・調整を行い、利用者の活動を支援します。

③保健医療にかかわる支援

日常的健康管理	事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するために、衛生管理に細心の注意を払うこととし、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるものとします。
医療機関の受診	協力医療機関（荒瀬病院） なお、荒瀬病院と当事業所においては、当事業所からの要請に対し速やかに対応すべく体制を整えています。また、必要であると認められる場合は、医師の往診ができるよう契約がなされています。

④金銭管理にかかわる支援

小遣帳への記載など、利用者が自ら金銭管理を行うことができるよう支援します。

⑤訓練等給付費の支給申請にかかわる支援

訓練等給付費の支給期間終了後も継続して支援を受けることができるよう、再度支給決定を受けるための申請を行う際に、必要な援助を行います。

⑥行政手続の代行

手続の代行を希望される場合は、職員にお申し出てください。

なお、手続に係る経費は別途支払いただきます。

⑦地域との交流

地域住民との交流	地域で開催される行事情報を提供するとともに、参加するための機会の確保に努めます。
ボランティア団体との交流	交流を希望される際には、内容に応じてボランティア団体への依頼及び確保に努めます。

7. 緊急時の対応方法

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡いたします。

【主治医】

医療機関名	医療法人荒瀬会 荒瀬病院
所在地	〒861-4602 熊本県上益城郡甲佐町大字緑町331
電話番号	(096) 234-1161
主治医氏名	荒瀬一巳

【緊急連絡先】

氏名	清田 ゆ香
電話番号	
役職	サービス管理責任者

8. バックアップ施設

当グループホームは下記の施設をバックアップ施設とし、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等について連携し、支援の体制を確保しています。

施設名	障がい者支援センター あゆの里
-----	-----------------

所在地	〒861-4617 熊本県上益城郡甲佐町大字津志田2472番地
電話番号	(096)234-4311
連携体制	① 世話人（駕谷京子・池田ヨシエ） ↓ ↑ ② サービス管理責任者（清田由香） ↓ ↑ ③ 管理者（福島正剛） ※ 内容に応じて、その都度対応いたします。

9. 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「防災計画」により対応いたします。
防火管理責任者	福島 正剛
避難訓練	利用者も参加の上、年1回以上実施します。
防火設備	・消火器 ・ガス漏れ警報器

10. 苦情・相談窓口

とうほ む り よう く じょう そうだんまどぐち
当ホームご利用苦情・相談窓口

担当者	清田 由香
電話番号	(096) 234-4311
受付時間	月曜日から金曜日 8時30分から17時30分まで
当ホーム以外に、市町村の苦情・相談窓口等でも受け付けています。	
担当課	甲佐町役場 健康福祉課
電話番号	(096) 234-1111
受付時間	月曜日から金曜日 8時30分から17時15分まで

また、熊本県社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても市町村や県と連携しながら苦情の対応を行っています。

担当部署	くまもとけんしゃふくしきぎょうぎかい なくしき び、すうんえいてきせいかいいんかいじむきょく 熊本県社会福祉協議会内 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	(096) 324-5471
受付時間	げつようび きんようび 9じから 17時まで 月曜日から金曜日 9時から17時まで

11. 当ホームご利用に際し留意いただきたい事項

めんかい 面会	めんかい じゆう 面会は自由です。 ただし、留守することもありますので、事前に職員または世話人へご連絡ください。
がいしゅつ がいはく 外出・外泊	じぜん しょくいん せわにん とど 事前に職員または世話人に届けて下さい。
いんしゅ 飲酒	まな まち た りようしゃ めいわく ていど ねが マナーを守り、他の利用者に迷惑をかけない程度にお願いします。
きつえん 喫煙	きつえん こーな なが きつえん こーな いが い ぜんかんきんえん 喫煙コーナーでお願いします。喫煙コーナー以外は全館禁煙です。
きょしつどう りよう 居室等の利用	くる ぶ ほ むない きょしつ せつびなど りよう さい りようしゃ がしつ はそんなど グループホーム内の居室や設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が 発生した場合は賠償していただくことがあります。また、他の利用者に損害を あた

	えた場合も、その賠償をしていただくことがあります。
宗教活動等	入居者の思想・信教は自由ですが、他の入居者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮ください。
貴重品の管理	利用者の責任において管理してください。 自己管理のできない利用者につきましては、預り金管理サービスをご利用できます。

12. 入退居

(1) 入居

- ① 共同生活援助（グループホーム）について訓練等給付費支給決定を受けた方で、当グループホームに入居を希望される方は、電話等でご連絡ください。当グループホームのサービス提供に係る重要事項について、ご説明します。
- ② 入居が決定した場合は契約を締結します。契約の有効期間は訓練等給付費の支給決定の期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ 入居に際しては、適切なサービスを提供するために、心身の状況、病歴等を把握させていただきます。

(2) 契約の終了

- ① 利用者が当事業所に対し30日間の予告期間において文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。
- ② 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 利用者がサービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、7日以内にお支払いいただけない場合、または利用者が当ホームや当ホームの職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、契約を解除し、退居していただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。
- ④ やむを得ない事情により当ホームを閉鎖または縮小する場合、契約を解除し、退居していただく場合があります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が他の共同生活援助事業所や介護給付費制度対象施設等に入所した場合。
- ② 共同生活援助（グループホーム）の訓練等給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過を持って終了します。）

- ③ 利用者が亡くなった場合。

13. 利用料及び支払方法

別紙、共同生活援助個人利用説明書の通りです。

どういしょ
同意書

平成 年 月 日

きょうどうせいかつえんじょ ぐるーぷほーむ にあたり、りようしゅ たい けいやくしょおよ ほんしょめん ちと じゅうよう じこう
共同生活援助（グループホーム）にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基ついて、重要な事項
を説明致しました。

じぎょうしょ
事業所

（所在地）〒861-4604

くまもとけんかみましきぐんこうさまちおおあざおおまち 3 3 6 - 2 - 1 7 号
熊本県上益城郡甲佐町大字大町336-2-17号

（名称） サポートハウスあゆの里 大町B

（説明者） サービス管理責任者 氏名 清田 由香

わたし けいやくしょおよ ほんしょめん にゅうきょ きょうどうせいかつえんじょ ぐるーぷほーむ じゅうよう じこう
私は契約書及び本書面により、これから入居する共同生活援助（グループホーム）の重要な事項に
ついて、事業者から説明を受けました。

りようしゅ
利用者

（住所）

（氏名） 印

（代理人または身元引受等）

（住所）

（氏名） 印

しゃかいふくしほうじん ごしきかい
社会福祉法人 五色会

きょうどうせいかつえんじょじゅうようじこうせつめいしょ
共同生活援助重要事項説明書

さほーとはうす さと
サポートハウスあゆの里

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、文章により説明を行なうものです。

五色会は、入居者に対して共同生活援助（グループホームサービス）を提供します。

施設・整備の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者の概要

めい しょう 名 称	しゃかいふくしほうじん ごしきかい 社会福祉法人 五色会
ほうじんしゅべつ 法人種別	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人
ほうじんしよざいち 法人所在地	〒861-4617 くまもとけんかみましきぐんこうさまちおおあさつ し だ 2 4 7 2 ばんち 熊本県上益城郡甲佐町大字津志田2472番地
でんわばんごう 電話番号	(096) 234-4311
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	りじちょう あらせかすみ 理事長 荒瀬一巳
ほうじん えんかく とくしよく 法人の沿革・特色	1. 沿革 ① 平成4年9月8日 五色会設立 ② 平成5年4月1日 知的障害者入所授産施設事業開始 ③ 平成7年4月1日 知的障害者福祉法に基づく短期入所事業開始 ④ 平成10年10月1日 知的障害者地域援助事業開始 2. 特色 ノーマライゼーションの理念に基づき、利用者一人ひとりの人権や人間性の尊重に重点を置き、利用者の立場とニーズに合致した福祉サービス供給体制の確保に努め、自立に必要な社会人としての生活支援・生活活動支援（作業訓練）等を実施し社会的自立を支援することを目的とします。 また、知的障害者の方が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるようグループホームを設置し、世話人の支援のもと自立生活を援助しています。
ほうじん しよゆう 法人が所有する 事業所の種類	1. 障がい者支援センター あゆの里 2. 指定就労継続支援B型事業 ワークセンターあゆの里 3. サポートハウスあゆの里 4. 指定相談事業所「かけはし」

2. 事業所の概要

事業所の名称	仁田子A
事業所の目的	利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助等を行なうことにより、知的障害者の自立生活を助長することを目的とします。
事業所の所在地	〒861-4604 熊本県上益城郡甲佐町大字仁田子454-13-A号
事業所の電話番号	(096) 234 - 5519
事業所番号	4321430011（平成18年10月1日指定）
管理者	福島 正剛
事業所開設年月	平成24年2月1日
入居定員	地域生活援助事業所では、入居定員（3名）及び居室（1室1名）の定員を超えて入居させないこととします。但し、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。
運営方針	別紙・社会福祉法人五色会 サポートハウスあゆの里運営規定による
自己評価の実施状況	作成中です。
第三者評価の実施状況	実施していません。
職員への研修の実施状況	事業者は、職員の資質の向上のために、年1回以上の研修の機会を確保いたします。

3. 事業所の職員体制

職種	常勤（人）	非常勤（人）	業務委託（人）	合計員数	資格等
管理者	1人			1人	
世話人			1人	1人	
サービス管理責任者	2人			2人	
生活支援員	1人			1人	

4. 職員の勤務体制

職種	勤務体制
管理者	別紙をご参照ください。
世話人	別紙をご参照ください。
サービス管理責任者	別紙をご参照ください。

5. 事業所の設備等の概要

①居室

居室の種類	室数	居室面積	収納スペース	備考
1人部屋	3	12.9 m ²	1.05 m ²	ひとり平均

②その他の設備

設備の種類	備 考
キッチン 食堂・居間	10.8 m ²
浴室	シャワー付（脱衣室含む）
トイレ	水洗（1ヶ所）
居室	6畳洋室1室 ・ 6畳和室2室

6. グループホームサービスの概要

(1) 入居者の定率負担額

別紙、五色会共同生活援助個別利用説明書のとおりです。

(2) 訓練等給付費から支給されるサービス

訓練等給付費（市町村から支給される額及び入居者の定率負担額）の範囲内で提供するサービスの内容は以下のとおりです。

なお、入居者個人について提供するサービスの内容については、「共同生活援助利用契約書（グループホームサービス利用契約書）」第5条により作成する個別支援計画にもとづくものとします。

①基本的な生活にかかわる支援

種 類	内 容
食 事	支援の必要な入居者に対し、食事を提供します。また、個人で調理希望者には状況に応じた支援をします。 〈食事時間〉 朝 食 （ 7：00 ～ 7：30） 昼 食 （12：00 ～13：00） 夕 食 （18：00 ～19：00） ※ 昼食は、原則として各自でお取り頂きますが、お弁当など必要な場合は、ご用意いたします。
調 理	常に清潔・安全衛生に配慮した調理場環境を整えます。

せんたく・はいせつ・ちゃくだつ 洗濯・排泄・着脱衣 せいよう・せいそう・せいりせいとん 整容・清掃・整理整頓	にゅうきょしゃ じょうきよう おう てきせつ しえん 入居者の状況にに応じて適切な支援をします。
---	---

② 日中活動にかかわる支援

日中、他のサービスを利用する場合、また職場に通勤する場合等に、サービス提供事業者や職場等と連絡・調整を行い、利用者の活動を支援します。

③ 保健医療にかかわる支援

にちじょうてきけんこうかんり 日常的健康管理	じぎょうしゃ しょくちゅうどくおよ かんせんしやう ほっせい ぼうし えいせいかんり さいしん 事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するために、衛生管理に細心の注意を払うこととし、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるものとします。
いりょうきかん じゆしん 医療機関の受診	きょうりょくいりょうきかん あらせびょういん 協力医療機関（荒瀬病院） なお、荒瀬病院と当事業所においては、当事業所からの要請に対し速やかに対応すべく体制を整えています。また、必要であると認められる場合は、医師の往診ができるよう契約がなされています。

④ 金銭管理にかかわる支援

小遣帳への記帳など、利用者が自ら金銭管理を行うことができるよう支援します。

⑤ 訓練等給付の支給申請にかかわる支援

訓練等給付費の支給期間終了後も継続して支援を受けることができるよう、再度支給決定を受けるための申請を行う際に、必要な援助を行います。

⑥ 行政手続の代行

手続の代行を希望される場合は、職員にお申し出てください。

なお、手続に係る経費は別途支払いただきます。

⑦ 地域との交流

ちいき じゅうみん との こうりゅう 地域住民との交流	ちいき かいさい ぎょうじじょうほう ていきよう さんか きかい かくほ つと 地域で開催される行事情報を提供するとともに、参加するための機会の確保に努めます。
ほらんでい あ だんだい こうりゅう ボランティア団体との交流	こうりゅう きぼう さい ないよう おう ほらんでい あだんだい いらいおよ かくほ つと 交流を希望される際には、内容に応じてボランティア団体への依頼及び確保に努めます。

7. 緊急時の対応方法

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡いたします。

【主治医】

いりょうきかんめい 医療機関名	いりょうほうじんあらせかい あらせびょういん 医療法人荒瀬会 荒瀬病院
しよざいち 所在地	〒861-4602 くまもとけんかみましきぐんこうさまちおおあざみどりまち 熊本県上益城郡甲佐町大字緑町331
でんわばんごう 電話番号	(096) 234-1161
しゅじいしめい 主治医氏名	あらせ かすみ 荒瀬一巳

【緊急連絡先】

しめい 氏名	きよた ゆか 清田 由香
-----------	-----------------

じゅうしょ 住所	
でんわばんごう 電話番号	
つづきがら 続柄	き び す かん り せき にんしや サービス管理責任者

8. バックアップ施設

とうぐるふほーむは下記の施設をバックアップ施設とし、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等について連携し、支援の体制を確保しています。

施設名	障がい者支援センター あゆの里
所在地	〒861-4617 熊本県上益城郡甲佐町大字津志田2472番地
電話番号	(096)234-4311
連携体制	① 世話人（亀井紀久枝・古閑厚子） ↓ ↑ ② サービス管理責任者（清田由香） ↓ ↑ ③ 管理者（福島 正剛） ※ 内容に応じて、その都度対応いたします。

9. 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「防災計画」により対応いたします。
防火管理責任者	福島 正剛
避難訓練	利用者も参加の上、年1回以上実施します。
防火設備	・消火器 ・ガス漏れ警報器

9. 苦情・相談窓口

とうほ む りようくじょう そうだんまどぐち
当ホ-ムご利用苦情・相談窓口

担当者	清田 由香
電話番号	(096) 234-4311
受付時間	月曜日から金曜日 8時30分から17時30分まで

とうほ む い が い し ち ェう そん く じ ェう そ う だ ん ま ど ぐ ち と う う つ
当ホーム以外に、市町村の苦情・相談窓口等でも受け付けています。

担当課	甲佐町役場 健康福祉課
電話番号	(096) 234-1111
受付時間	月曜日から金曜日 8時30分から17時15分まで

また、熊本県社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても市町村や県と連携しながら苦情の対応を行っています。

担当部署	熊本県社会福祉協議会内 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	(096) 324-5471
受付時間	月曜日から金曜日 9時から17時まで

10. 当ホームご利用に際し留意いただきたい事項

面会	面会は自由です。 但し、留守することもありますので、事前に職員または世話人へご連絡ください。
外出・外泊	事前に職員または世話人に届けて下さい。
飲酒	マナーを守り、他の利用者に迷惑をかけない程度にお願いします。
喫煙	喫煙コーナーでお願いします。喫煙コーナー以外は全館禁煙です。
居室等の利用	グループホーム内の居室や設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が発生した場合は賠償していただくことがあります。また、他の利用者に損害を与えた場合も、その賠償をしていただくことがあります。
宗教活動等	入居者の思想・信教は自由ですが、他の入居者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮ください。
貴重品の管理	利用者の責任において管理してください。 自己管理のできない利用者につきましては、預り金管理サービスをご利用できます。

11. 入退居

(1) 入居

- ① 共同生活援助（グループホーム）について訓練等給付費支給決定を受けた方で、当グループホームに入居を希望される方は、電話等でご連絡ください。当グループホームのサービス提供に係る重要事項について、ご説明します。
- ② 入居が決定した場合は契約を締結します。契約の有効期間は訓練等給付費の支給決定の期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ 入居に際しては、適切なサービスを提供するために、心身の状況、病歴等を把握させていただきます。

(2) 契約の終了

- ① 利用者が当事業所に対し30日間の予告期間において文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。
- ② 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 利用者がサービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、7日以内にお支払いいただけない場合、または利用者が当ホームや当ホームの職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、契約を解除し、退居していただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。
- ④ やむを得ない事情により当ホームを閉鎖または縮小する場合、契約を解除し、退居していただく場合があります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が他の共同生活援助事業所や介護給付費対象施設等に入所した場合。
- ② 共同生活援助（グループホーム）の訓練等給付費の支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）
- ③ 利用者が亡くなった場合。

12. 利用料及び支払方法

別紙、共同生活援助個人利用説明書の通りです。

どういしょ
同意書

平成 年 月 日

きょうどうせいかつえんじょ ぐるーぷほーむ
共同生活援助（グループホーム）にあたり、りようしゅ たい
利用者に対してけいやくしょおよ ほんしょめん ちと
契約書及び本書面に基ついて、じゅうよう じこう
重要な事項
を説明致しました。

じぎょうしょ
事業所

（所在地）〒861-4604

熊本県上益城郡甲佐町大字仁田子 454-13-A 号

（名称）サポートハウスあゆの里 仁田子 A

（説明者） サービス管理責任者 氏名 清田 由香

わたし けいやくしょおよ ほんしょめん
私は契約書及び本書面により、これからにゅうきょ
入居するきょうどうせいかつえんじょ ぐるーぷほーむ
共同生活援助（グループホーム）のじゅうよう じこう
重要な事項に
ついて、じぎょうしゅ せつめい う
事業者から説明を受けました。

利用者

（住所）

（氏名） 印

（代理人または身元引受等）

（住所）

（氏名） 印

しゃかい ふくしほうじん ごしきかい
社会福祉法人 五色会

きょうどうせいかつえんじょゆうようじ こうせつめいしよ
共同生活援助重要事項説明書

さぽーとはうす さと
サポートハウスあゆの里

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、文章により説明を行なうものです。

五色会は、入居者に対して共同生活援助(グループホームサービス)を提供します。
施設・整備の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者の概要

な しやう 名 称	しゃかい ふくしほうじん ごしきかい 社会福祉法人 五色会
ほうじんしゆべつ 法人種別	しゃかい ふくしほうじん 社会福祉法人
ほうじんしよざいち 法人所在地	〒861-4617 くまもとけんかみましきぐんこうさまちおおあざつ しだ ばんち 熊本県上益城郡甲佐町大字津志田2472番地
でんわばんごう 電話番号	(096)234-4311
だいひようしやしめい 代表者氏名	りじちやう あらせかずみ 理事長 荒瀬一巳
ほうじん えんかく とくしよく 法人の沿革・特色	1. えんかく 沿革 ① へいせい ねん がつ にち ごしきかいせつりつ 平成4年9月8日 五色会設立 ② へいせい ねん がつ にち ちてきしょうがいしやにゆうしよじゅさんしせつじぎやうかいし 平成5年4月1日 知的障害者入所授産施設事業開始 ③ へいせい ねん がつ にち ちてきしょうがいしやふくしほう もと たんきにゆうしよじぎやうかいし 平成7年4月1日 知的障害者福祉法に基づく短期入所事業開始 ④ へいせい ねん がつ にち ちてきしょうがいしやちいきえんじょじぎやうかいし 平成10年10月1日 知的障害者地域援助事業開始 2. とくしよく 特色 ノーマライゼーションの理念に基づき、利用者一人ひとりのじんけん にんげんせい そんちやう に重点を置き、利用者の立場とニーズに合致した福祉サービス供給体制の確保に努め、 じりつ ひつよう しやかいじん せいかつしえん じゅさんしえん きぎょうくねん どう じっし しやかいてきじりつ 自立に必要な社会人としての生活支援・授産支援(作業訓練)等を実施し社会的自立を しえん もくてき 支援することを目的とします。 また、知的障害者の方が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるようグループホームを設置し、世話人の支援のもと自立生活を援助しています。
ほうじん しやう 法人が所有する 事業所の種類	1. しょう しやしえん さと 障がい者支援センター あゆの里 2. していしゅうろうけいぞくしえん がたじぎやう 指定就労継続支援B型事業 ワークセンターあゆの里 3. さぽーとはうす さと サポートハウスあゆの里 4. していそうだんじぎやうしよ 指定相談事業所「かけはし」

2. 事業所の概要

じぎやうしよ めいしやう 事業所の名称	じんた こ B 仁田子 B
じぎやうしよ もくてき 事業所の目的	りやうしや じりつ め ざ ちいき きやうどう せいかつ いとな 利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができる よう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、

	共同生活住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助等を行なうことにより、知的障害者の自立生活を助長することを目的とします。
事業所の所在地	〒861-4604 熊本県上益城郡甲佐町大字仁田子 454-13-3号
事業所の電話番号	(096) 234 - 5519
事業所番号	4321430011（平成18年10月1日指定）
管理者	福島 正剛
事業所開設年月	平成25年1月8日
入居定員	地域生活援助事業所では、入居定員（3名）及び居室（1室1名）の定員を超えて入居させないこととします。但し、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。
運営方針	別紙・社会福祉法人五色会 サポートハウスあゆの里運営規定による
自己評価の実施状況	作成中です。
第三者評価の実施状況	実施していません。
職員への研修の実施状況	事業者は、職員の資質の向上のために、年1回以上の研修の機会を確保いたします。

3. 事業所の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤(人)	業務委託(人)	合計員数	資格等
管理者	1人			1人	
世話人			1人	1人	社会福祉主事、ホームヘルパー 1級2級
サービス管理責任者	1人			1人	
生活支援員	1人			1人	

4. 職員の勤務体制

職種	勤務体制
管理者	別紙をご参照ください。
世話人	別紙をご参照ください。
サービス管理責任者	別紙をご参照ください。

5. 事業所の設備等

①居室

居室の種類	室数	居室面積	収納スペース	備考
1人部屋	3	12.9㎡	1.05㎡	一人平均

②その他の設備

設備の種類	備 考
キッチン 食堂・居間	10.8㎡
浴室	シャワー付（脱衣室含む）
トイレ	水洗（1ヶ所）
居室	6畳洋室1室 ・ 6畳和室2室

6. グループホームサービスの概要

(1) 入居者の定率負担額

別紙、五色会共同生活援助個別利用説明書のとおりです。

(2) 訓練等給付費から支給されるサービス

訓練等給付費(市町村から支給される額及び入居者の定率負担額)の範囲内で提供するサービスの内容は以下のとおりです。

なお、入居者個々人について提供するサービスの内容については、「共同生活援助利用契約書(グループホームサービス利用契約書)」第5条により作成する個別支援計画にもとづくものとします。

① 基本的な生活にかかわる支援

種 類	内 容
食 事	支援の必要な入居者に対し、食事を提供します。また、個人で調理希望者には状況に応じた支援をします。 ＜食事時間＞ 朝 食（7:00 ～ 7:30） 昼 食（12:00 ～ 13:00） 夕 食（18:00 ～ 19:00） ※昼食は、原則として各自でお取り頂きますが、お弁当等必要な場合はご用意いたします。
調 理	常に清潔・安全衛生に配慮した調理場環境を整えます。
洗濯・排泄・着脱衣 整容・清掃・整理整頓	入居者の状況に応じて適切な支援をします。

② 日中活動にかかわる支援

日中、他のサービスを利用する場合、また職場に通勤する場合等に、サービス提供事業者や職場等と連絡・調整を行い、利用者の活動を支援します。

③保健医療にかかわる支援

日常的健康管理	事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するために、衛生管理に細心の注意を払うこととし、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるものとします。
医療機関の受診	協力医療機関(荒瀬病院) なお、荒瀬病院と当事業所においては、当事業所からの要請に対し速やかに対応すべく体制を整えています。また、必要であると認められる場合は、医師の往診ができるよう契約がなされています。

④金銭管理にかかわる支援

小遣帳への記帳など、利用者が自ら金銭管理を行うことができるよう支援します。

⑤訓練等給付費の支給申請にかかわる支援

訓練等給付費の支給期間終了後も継続して支援を受けることができるよう、再度支給決定を受けるための申請を行う際に、必要な援助を行います。

⑥行政手続の代行

手続の代行を希望される場合は、職員にお申し出てください。

なお、手続に係る経費は別途支払いただきます。

⑦地域との交流

地域住民との交流	地域で開催される行事情報を提供するとともに、参加するための機会の確保に努めます。
ボランティア団体との交流	交流を希望される際には、内容に応じてボランティア団体への依頼及び確保に努めます。

7. 緊急時の対応方法

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡いたします。

【主治医】

医療機関名	医療法人荒瀬会 荒瀬病院
所在地	〒861-4602 熊本県上益城郡甲佐町大字緑町331
電話番号	(096)234-1161
主治医氏名	荒瀬 一巳

【緊急連絡先】

氏名	清田 由香
住所	
電話番号	
続柄	サービス管理責任者

8. バックアップ施設

当グループホームは下記の施設をバックアップ施設とし、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等について連携し、支援の体制を確保しています。

施設名	障がい者支援センター あゆの里
所在地	〒861-4617 熊本県上益城郡甲佐町大字津志田2472番地
電話番号	(096)234-4311
連携体制	① 世話人（宮本基子・木原美和子・高崎喜代子） ↓ ↑ ② サービス管理責任者（清田由香） ↓ ↑ ③ 管理者（福島 正剛） ※ 内容に応じて、その都度対応いたします。

9. 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「防災計画」により対応いたします。
防火管理責任者	福島 正剛
避難訓練	利用者も参加の上、年1回以上実施します。
防火設備	・消火器 ・ガス漏れ警報器

9. 苦情・相談窓口

当ホームご利用苦情・相談窓口

担当者	清田 由香
電話番号	(096)234-4311
受付時間	月曜日から金曜日 8時30分から17時30分まで
当ホーム以外に、市町村の苦情・相談窓口等でも受け付けています。	
担当課	甲佐町役場 健康福祉課
電話番号	(096)234-1111
受付時間	月曜日から金曜日 8時30分から17時15分まで

また、熊本県社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても市町村や県と連携しながら苦情の対応を行っています。

担当部署	熊本県社会福祉協議会内 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	(096)324-5471
受付時間	月曜日から金曜日 9時から17時まで

10. 当ホームご利用に際し留意いただきたい事項

面会	面会は自由です。 但し、留守することもありますので、事前に職員または世話人へご連絡ください。
----	---

がいしゅつ がいはく 外出・外泊	じぜん しょくいん せわにん とど くだ 事前に職員または世話人に届けて下さい。
いんしゅ 飲酒	まな ー を 守 り、他 の 利用 者 に 迷 惑 を け け ない 程 度 に お 願 い し ま す。
きつえん 喫煙	喫煙コーナーでお願いします。喫煙コーナー以外は全館禁煙です。
きょしつとう りよう 居室等の利用	グ ル ー プ ホ ー ム 内 の 居 室 や 設 備 等 の ご 利 用 に 際 し、利 用 者 の 過 失 に よ る 破 損 等 が 発 生 し た 場 合 は 賠 償 し て い た だ く こ と が あ り ま す。また、他 の 利 用 者 に 損 害 を 与 え た 場 合 も、そ の 賠 償 を し て い た だ く こ と が あ り ま す。
しゅうきょうかつどうとう 宗教活動等	入 居 者 の 思 想・信 教 は 自 由 で す が、他 の 入 居 者 や 職 員 に 対 し、迷 惑 を 及 ぼ す よ う な 宗 教 活 動、政 治 活 動、営 利 活 動 は ご 遠 慮 く だ さ い。
きちょうひん かんり 貴重品の管理	利 用 者 の 責 任 に お い て 管 理 し て く だ さ い。 自 己 管 理 の で き ない 利 用 者 に つ き ま し て は、預 り 金 管 理 サ ー ビ ス を ご 利 用 で き ま す。

11. 入退居

(1) 入居

- ① 共同生活援助(グループホーム)について訓練等給付費支給決定を受けた方で、当グループホームに入居を希望される方は、電話等でご連絡ください。当グループホームのサービス提供に係る重要事項について、ご説明します。
- ② 入居が決定した場合は契約を締結します。契約の有効期間は支援費支給決定の期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ 入居に際しては、適切なサービスを提供するために、心身の状況、病歴等を把握させていただきます。

(2) 契約の終了

- ① 利用者が当事業者にに対し30日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。
- ② 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 利用者がサービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、7日以内にお支払いいただけない場合、または利用者が当ホームや当ホームの職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、契約を解除し、退居していただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。
- ④ やむを得ない事情により当ホームを閉鎖または縮小する場合、契約を解除し、退居していただく場合があります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が他の生活援助事業所や介護給付費制度対象施設等に入所した場合。
- ② 共同生活援助(グループホーム)の訓練等給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合(所定の期間の経過をもって終了します。)
- ③ 利用者が亡くなった場合。

12. 利用料及び支払方法

別紙、共同生活援助個人利用説明書の通りです。

同意書

平成 年 月 日

共同生活援助（グループホーム）にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明致しました。

事業所

（所在地）〒861-4604

熊本県上益城郡甲佐町大字仁田子454-13-3号

（名称） サポートハウスあゆの里 仁田子 B

（説明者） サービス管理責任者 氏名 清田 由香

私は契約書及び本書面により、これから入居する共同生活援助（グループホーム）の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

(住所)

(氏名)

印

(代理人または身元引受等)

(住所)

(氏名)

印

しゃかい ふくし ほうじん ごしきかい
社会福祉法人 五色会

きょうどうせい かつ えんじょじゅうようじ こう せつめいしょ
共同生活援助重要事項説明書

さぽーとはうす さと
サポートハウスあゆの里

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、文章により説明を行なうものです。

五色会は、入居者に対して共同生活援助(グループホームサービス)を提供します。
施設・整備の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

じぎょうしゃ がいよう
1. 事業者の概要

めい しょう 名 称	しゃかい ふくし ほうじん ごしきかい 社会福祉法人 五色会
ほうじんしゅべつ 法人種別	しゃかい ふくし ほうじん 社会福祉法人
ほうじんしよざいち 法人所在地	〒861-4617 くまもとけんかみましきぐんこうさまちおおあざつ し だ ばんち 熊本県上益城郡甲佐町大字津志田2472番地
でんわばんごう 電話番号	(096)234-4311
だいひょうしゃし めい 代表者氏名	りじちやう あらせ かずみ 理事長 荒瀬一巳
ほうじん えんかく とくしよく 法人の沿革・特色	1. えんかく 沿革 ① へいせい ねん がつ にち ごしきかいせつりつ 平成4年9月8日 五色会設立 ② へいせい ねん がつ にち ちてきしょうがいしゃにゆうしよじゅさんし せつじぎょうかいし 平成5年4月1日 知的障害者入所授産施設事業開始 ③ へいせい ねん がつ にち ちてきしょうがいしゃふくしほう もと たんきにゆうしよじぎょうかいし 平成7年4月1日 知的障害者福祉法に基づく短期入所事業開始 ④ へいせい ねん がつ にち ちてきしょうがいしゃちいきえんじょじぎょうかいし 平成10年10月1日 知的障害者地域援助事業開始 2. とくしよく 特色 ノーマライゼーションの理念に基づき、利用者一人ひとりの人権や人間性の尊重に重点を置き、利用者の立場とニーズに合致した福祉サービス供給体制の確保に努め、自立に必要な社会人としての生活支援・授産支援(作業訓練)等を実施し社会的自立を支援することを目的とします。 また、知的障害者の方が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるようグループホームを設置し、世話人の支援のもと自立生活を援助しています。
ほうじん しよゆう 法人が所有する 事業所の種類	1. しょう しやしえん さと 障がい者支援センター あゆの里 2. していしゅうろうけいぞくしえん がたじぎょう さと 指定就労継続支援B型事業 ワークセンターあゆの里 3. さぽーとはうす さと サポートハウスあゆの里 4. していそうだんじぎょうしよ 指定相談事業所「かけはし」

じぎょうしよ がいよう
2. 事業所の概要

じぎょうしよ めいしやう 事業所の名称	とやうち 豊内
じぎょうしよ もくてき 事業所の目的	りやうしや じりつ めざ ちい き きやうどう にちじやうせい かつ いとな 利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、 りやうしや しんたいおよ せいしん じやうきようなら お うじ て きやうどうせい かつじゆうきよ 利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居に

	おいて食事の提供、相談その他の日常生活上の援助等を行なうことにより、知的障害者の自立生活を助長することを目的とします。
事業所の所在地	〒861-4607 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内2006番地
事業所の電話番号	(096)288-6207
事業所番号	4321430011(平成17年2月28日指定)
管理者	福島 正剛
事業所開設年月	平成30年6月1日
入居定員	地域生活援助事業所では、入居定員(7名)及び居室(1室1名)の定員を超えて入居させないこととします。但し、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。
運営方針	別紙・社会福祉法人五色会 サポートハウスあゆの里運営規定による
自己評価の実施状況	作成中です。
第三者評価の実施状況	実施していません。
職員への研修の実施状況	事業者は、職員の資質の向上のために、年1回以上の研修の機会を確保いたします。

3. 事業所の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤(人)	業務委託(人)	合計員数	資格等
管理者	1人			1人	
世話人			2人	2人	
サービス管理責任者	1人			1人	
生活支援員	1人			1人	

4. 職員の勤務体制

職種	勤務体制
管理者	別紙をご参照ください。
世話人	別紙をご参照ください。
サービス管理責任者	別紙をご参照ください。

5. 事業所の設備等の概要

①居室

居室の種類	室数	居室面積	収納スペース	備考
1人部屋	8	10.83 m ²	1.805 m ²	ひとりへいきん 一人平均

②その他の設備

設備の種類	備考
キッチン	8.17 m ²
食堂・居間	27.74 m ²
浴室	シャワー付 10.83 m ² (脱衣室含む)
トイレ	水洗(2ヶ所) 15.96 m ² (手洗い場含む)
物の入れ物入	7.22 m ²

6. グループホームサービスの概要

(1) 入居者の定率負担額

別紙、五色会共同生活援助個別利用説明書のとおりです。

(2) 訓練等給付費から支給されるサービス

訓練等給付費(市町村から支給される額及び入居者の定率負担額)の範囲内で提供するサービスの内容は以下のとおりです。

なお、入居者個人について提供するサービスの内容については、「共同生活援助利用契約書(グループホームサービス利用契約書)」第5条により作成する個別支援計画にもとづくものとします。

① 基本的な生活にかかわる支援

種類	内容
食 事	支援の必要な入居者に対し、食事を提供します。また、個人で調理希望者には状況に応じた支援をします。 <食事時間> 朝 食 (7:00 ～ 7:30) 昼 食 (12:00 ～13:00) 夕 食 (18:00 ～19:00) ※昼食は、原則として各自でお取り頂きますが、お弁当等必要な場合はご用意いたします。
調 理	常に清潔・安全衛生に配慮した調理場環境を整えます。
洗濯・排泄・着脱衣 整容・清掃・整理整頓	入居者の状況に応じて適切な支援をします。

② 日中活動にかかわる支援

日中、他のサービスを利用する場合、また職場に通勤する場合等に、サービス提供事業者や職場等と連絡・調整を行い、利用者の活動を支援します。

③保健医療にかかわる支援

日常的健康管理	事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するために、衛生管理に細心の注意を払うこととし、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるものとします。
医療機関の受診	協力医療機関(荒瀬病院) なお、荒瀬病院と当事業所においては、当事業所からの要請に対し速やかに対応すべく体制を整えています。また、必要であると認められる場合は、医師の往診ができるよう契約がなされています。

④金銭管理にかかわる支援

小遣帳への記帳など、利用者が自ら金銭管理を行うことができるよう支援します。

⑤訓練等給付費の支給申請にかかわる支援

訓練等給付費の支給期間終了後も継続して支援を受けることができるよう、再度支給決定を受けるための申請を行う際に、必要な援助を行います。

⑥行政手続の代行

手続の代行を希望される場合は、職員にお申し出てください。

なお、手続に係る経費は別途支払いただきます。

⑦地域との交流

地域住民との交流	地域で開催される行事情報を提供するとともに、参加するための機会の確保に努めます。
ボランティア団体との交流	交流を希望される際には、内容に応じてボランティア団体への依頼及び確保に努めます。

7. 緊急時の対応方法

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡いたします。

【主治医】

医療機関名	医療法人荒瀬会 荒瀬病院
所在地	〒861-4602 熊本県上益城郡甲佐町大字緑町331
電話番号	(096)234-1161
主治医氏名	荒瀬 一巳

【緊急連絡先】

氏名	清田 由香
電話番号	
続柄	サービス管理責任者

8. バックアップ^{しせつ}施設

当グループホームは下記の施設をバックアップ施設とし、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等について連携し、支援の体制を確保しています。

施設名	障がい者支援センター あゆの里
所在地	〒861-4617 熊本県上益城郡甲佐町大字津志田2472番地
電話番号	(096)234-4311
連携体制	① 世話人(宮本基子、池田ヨシエ) ↓ ↑ ② サービス管理責任者(清田 由香) ↓ ↑ ③ 管理者(福島 正剛) ※ 内容に応じて、その都度対応いたします。

9. 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「防災計画」により対応いたします。
防火管理責任者	福島 正剛
避難訓練	利用者も参加の上、年1回以上実施します。
防火設備	・消火器 ・ガス漏れ警報器 ・火災警報設備 ・スプリンクラー

9. 苦情・相談窓口

とう りょうくじょう そうだんまどぐち
当ホームご利用苦情・相談窓口

担当者	清田 由香
電話番号	(096)234-4311
受付時間	月曜日から金曜日 8時30分から17時30分まで

とう いがい しちようそん くじょう そうだんまど ぐちとう う つ
当ホーム以外に、市町村の苦情・相談窓口等でも受け付けています

担当課	甲佐町役場 健康福祉課
電話番号	(096)234-1111
受付時間	月曜日から金曜日 8時30分から17時15分まで

また、熊本県社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても市町村や県と連携しながら苦情の対応を行っています。

担当部署	熊本県社会福祉協議会内 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	(096)324-5471
受付時間	月曜日から金曜日 9時から17時まで

10. 当ホームご利用に際し留意いただきたい事項

めんかい 面会	めんかい じゆう 面会は自由です。
------------	-------------------------

	但し、留守することもありますので、事前に職員または世話人へご連絡ください。
外出・外泊	事前に職員または世話人に届けて下さい。
飲酒	マナーを守り、他の利用者に迷惑をかけない程度にお願いします。
喫煙	喫煙コーナーでお願いします。喫煙コーナー以外は全館禁煙です。
居室等の利用	グループホーム内の居室や設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が発生した場合は賠償していただくことがあります。また、他の利用者に損害を与えた場合も、その賠償をしていただくことがあります。
宗教活動等	入居者の思想・宗教は自由ですが、他の入居者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮ください。
貴重品の管理	利用者の責任において管理してください。 自己管理のできない利用者につきましては、預り金管理サービスをご利用できます。

11. 入退居

(1) 入居

- ① 共同生活援助(グループホーム)について訓練等給付費支給決定を受けた方で、当グループホームに入居を希望される方は、電話等でご連絡ください。当グループホームのサービス提供に係る重要事項について、ご説明します。
- ② 入居が決定した場合は契約を締結します。契約の有効期間は支援費支給決定の期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ 入居に際しては、適切なサービスを提供するために、心身の状況、病歴等を把握させていただきます。

(2) 契約の終了

- ① 利用者が当事業者に対し30日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。
- ② 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 利用者がサービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、7日以内にお支払いいただけない場合、または利用者が当ホームや当ホームの職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、契約を解除し、退居していただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。
- ④ やむを得ない事情により当ホームを閉鎖または縮小する場合、契約を解除し、退居していただく場合があります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が他の生活援助事業所や介護給付費制度対象施設等に入所した場合。
- ② 共同生活援助(グループホーム)の訓練等給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合(所定の期間の経過をもって終了します。)
- ③ 利用者が亡くなった場合。

12. 利用料及び支払方法

別紙、共同生活援助個人利用説明書の通りです。

同意書

平成 年 月 日

共同生活援助(グループホーム)にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基ついて、重要な事項を説明致しました。

事業所

(所在地) 〒861-4607

熊本県上益城郡甲佐町大字豊内2006

(名称) サポートハウスあゆの里 豊内

(説明者) サービス管理責任者 氏名 清田由香

私は契約書及び本書面により、これから入居する共同生活援助(グループホーム)の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

(住所)

(氏名)

印

(代理人または身元引受等)

(住所)

(氏名)

印